

クロスカントリー競技におけるボディプロテクターの規格について

2025年3月17日
公益社団法人 日本馬術連盟
総合馬術本部

日本馬術連盟 競技会規程第 538 条において、クロスカントリー競技におけるボディプロテクターの着用について定めております。これまで、ボディプロテクターの規格を明文化しておりませんでした。総合馬術競技における安全性を更に高めるべく、競技会規程において定めることといたしました。

なお、本条文の義務化は 2026 年 4 月 1 日以降の主催および公認競技会とし、2025 年度は移行期間といたしますが、選手関係者の皆さまにおかれましては、かかる事情をご理解いただき、基準に適合したボディプロテクターをご用意くださいますようお願いいたします。

【2025 年度競技会規程（抜粋）】

538.3 クロスカントリー競技

クロスカントリー障害でのスクーリングを含め、この競技ではボディプロテクター※の常時着用が義務づけられている。

エアベストの使用は、これを推奨する。

乗馬靴には鍔から滑り抜けてしまわないように、明確な踵部がなければならない。

※2026 年 4 月 1 日以降、主催および公認競技会においては、BETA Level3 2018、ASTM F1937-04、European standard EN13158-2018 のいずれかの認証を受けているボディプロテクターを着用することを義務付ける。バックガードの類は、ボディプロテクターとみなされない。（JEF）

【各認証ロゴについて】※一例であり、異なる場合があります。

BETA Level3 2018	ASTM F1937-04	EN13158-2018
 Made To The BETA 2018 Horse Rider Body & Shoulder Protector Standard Level 3	 ASTM F1937-04	 COMPLIES TO STANDARD EN13158-2018 LEVEL 3
※「2009」は対象外となります		

以上